

母子家庭、障害のある子どもに手当を支給

【児童扶養手当】

対象 次の①から④までのいずれかに該当する、平成元年4月2日以降に生まれた子ども(障害のある場合は20歳未満の子ども)を養育している母親、または養育している人

- ① 父母が離婚している
- ② 父が死亡、または重度障害のある人
- ③ 未婚の母の子
- ④ ①～③に準ずる状態

支給月額

- ・ 1人目 119,850円～41,720円
- ・ 2人目は5,000円加算
- ・ 3人目以降は、1人につき3,000円加算

※支給には所得制限があり、支給額は前年の所得に応じて決まります。

《次の場合などは支給できません》

- 平成15年4月1日時点で、支給要件に該当した日から5年を経過している
- 受給者が公的年金を受けている
- 子どもが児童福祉施設(保育所など通所施設を除く)に入所している

【特別児童扶養手当】

対象 施設に入所していない、障害のある20歳未満の子どもを養育している人

支給月額

- ・ 障害1級 50,750円
- ・ 障害2級 33,800円

《現況届の提出を》

現在、児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けている人は、13日月から24日(金)(土・日曜日を除く)までに手続きをしてください。手続きをしないと、8月以降の手当は支給されません。また、2年を経過すると受給資格を失います。

※該当者には通知をします。

【重症心身障害児福祉年金】

対象 市内に3か月以上住み、重度の障害のある20歳未満の子ども(施設に入所している子どもを含む)を養育している人

支給月額 2,250円



問い合わせ先 子育て支援課 ☎0848 676045 FAX0848 8642130

夢と感動のまちづくりシンポジウム

～市民と行政の協働のまちづくり～

入場無料

とき 9月8日(土) 13時30分～16時
ところ リージョンプラザ 文化ホール
講演 協働のまちづくり～野球は9人でやる～
 講師 相模女子大学客員教授 松下啓一さん

パネルディスカッション まちづくりの現状と課題、これからの活動について5人のパネリストが討論します。

問い合わせ先 地域振興課 ☎0848 676184 FAX0848 676199

～市民ギャラリー企画展Ⅱ～

夭折の天才画家 池田快造展

とき 2日(木)～19日(日) 10時～18時(19日は15時まで)
ところ 市民ギャラリー(ギャラリー1)
内容 市が所蔵する三原市出身の洋画家池田快造の作品23点を展示
入場料 無料



「また春が来た」(1937年)

問い合わせ先 観光文化課 ☎0848 676015 FAX0848 641103

戦没者・原爆死没者の慰霊と平和祈念の黙とう

8月15日は、終戦記念日であり、戦没者を追悼し、平和を祈念する日です。62年前、6日8時15分に広島市、9日11時2分長崎市に、原爆が投下されました。

戦争や原爆の犠牲となり亡くなられた人たちのめい福と、世界恒久平和の実現を祈って、黙とうをささげましょう。



平和ポスター展

NO MORE WAR FOR PEACE

被爆体験を正しく継承し、平和意識を高めるために、平和ポスター展を開催します。
とき 1日(水)～13日(月) 9時～21時(13日は15時まで)

ところ 中央公民館
内容 広島と長崎の原爆被爆写真、ポスターの展示

入場料 無料
問い合わせ先 人権推進課 ☎0848 676044 FAX0848 676199